

加須市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要綱

（令和3年10月27日環境安全部長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の促進を図るため、公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケット（以下「チケット」という。）を利用するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 飼い主のいない猫 所有者がいないことが明らかである猫をいう。
- （2） さくらねこ 飼い主のいない猫であって、不妊手術が施され、手術済みのしるしに耳先を桜の花びらの形に切った猫をいう。
- （3） 地域猫活動 住民、ボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施し、その猫が命を全うする一代限りにおいて、その地域で適切に管理する活動をいう。
- （4） 不妊手術 オス猫の去勢手術及びメス猫の不妊手術を合わせて不妊手術（再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。）をいう。
- （5） 多頭飼育崩壊現場 飼い主の無秩序な多頭飼育による異常繁殖の末に飼育不可能となった現場をいう。

（交付対象）

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 地域猫活動を行うことができる者。
- （2） 市内の多頭飼育崩壊現場等で、地域の公衆衛生上特に市長が必要であると認める場合であって、不妊手術後、適切な管理ができる者。

（交付対象とならないもの）

第4条 次の各号に掲げる猫について、チケットの交付対象としない。

- (1) 里親に出す予定の飼い主のいない猫
 - (2) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
 - (3) 飼い主のいない猫であったが、現在は飼い主のいる猫
 - (4) その他チケットの使用が適当と認められない飼い主のいない猫
- (申請)

第5条 不妊手術の実施を計画する者は、実施前にさくらねこ無料不妊手術チケット申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

(決定及び通知)

第6条 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付決定の取消し及びチケットの返還)

第7条 市長は、前条の規定によりチケットの交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定取消及びチケット返還通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をした場合において、チケットの交付決定の全部又は一部を取り消し、チケットの返還を求めることができる。

- (1) チケットの利用方法が著しく不適当と認められるとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

(活動報告)

第8条 チケットを利用した者は、不妊手術実施後、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第4号）により市長に報告するものとする。尚、有効期限内に利用しなかったチケットは速やかに返却するものとする。

(免責)

第9条 市長は、飼い主のいない猫等に対する不妊手術に関して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月27日から施行する。